

【令和3年度新入学】入学準備費申請のお知らせ(就学援助制度)

横浜市教育委員会

横浜市では、お子さんが市立小学校・義務教育学校へ通学するにあたり、**経済的な理由でお困りの方**に対して入学準備費、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、お子さんの就学を奨励する制度を設けています。

入学準備費については、入学前に必要となる費用であることから、希望する方には早期の支給を行います。申請を希望される方は、下記をご確認のうえ、申請書・委任状兼口座振替払申出書を記入し、学校へお申し込みください。

なお、入学準備費の申請は今回のほか、入学後に令和3年度就学援助制度として申請することも可能です。

1 入学準備費とは

小学校・義務教育学校入学時に必要なランドセル等の学用品及び通学用品を購入する費用の一部を援助するために支給するものです。(所得等の審査があります。)

(1)支給金額	63,100円 (左記の金額は目安となります。実際の支給金額とは異なる場合があります。)
(2)支給時期	令和2年12月下旬頃
(3)支給方法	口座振込
(4)審査結果のお知らせ	保護者の方へ認定・非認定の通知を行います。

2 援助を受けられる方(他市町村で申請している方は対象となりません。)

- ・申請日現在で**生活保護費を受給しているご家庭**は、翌年3月に生活保護費から入学準備金が支給される予定のため**対象となりません**。また、すでに他市町村で申請している方も対象となりません。

該 当 理 由

(1)平成31年4月以降生活保護を受けられなくなった方 (世帯変更による廃止を除きます。)

(2)児童扶養手当を受けている方 (児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。)

(3)その他経済的にお困りの方 (所得制限があります。)

(3)の理由における認定の基準: 令和元年(平成31年)中の世帯(*1)全体の所得が次の限度額以下の方

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
総収入(めやす)	380万円	446万円	497万円	562万円	620万円	689万円	742万円	798万円	832万円
総所得(*2)	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円	500万円	548万円	598万円	628万円

ひとり親家庭、父母以外の方が養育するご家庭、障害者のいるご家庭(障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)等をお持ちの方)、個別支援学級在級児童(予定を含む)・生徒のいるご家庭、医療費控除を受けたご家庭、所得者が複数いるご家庭については、所得から一定額を控除するため、限度額を超えていても認定できる場合がありますのでお問い合わせください。

*1 世帯とは●同居している方(住民票の世帯が別である場合も含む)●単身赴任などで同居していないが同一生計の方●遠隔地扶養している親族(課税証明書等で扶養関係の確認ができる場合のみ)です。生活保護に準ずる制度のため同一居住の方や同一生計の方は、同一世帯として審査します。

*2 総所得とは、課税(非課税)証明書の「総所得金額」のことです。これは、源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の場合は「所得金額」の「合計」欄の金額をさします。

3 申請方法

就学援助を希望される方は、3ページ目の「5 申請書の記入例及び記入上の注意」を参照しながら申請書に必要なことがらを記入し、①申請書 ②委任状兼口座振替払申出書 ③必要な場合は添付書類を添えて、提出してください。

提出先	就学通知書に記載された就学予定校 (※指定地区外就学許可書をお持ちの方は、そちらに記載された学校)
受付期間	令和2年11月4日(水)～令和2年11月10日(火) ※提出前に必ず下記の担当宛てに連絡を入れてから提出してください。
担 当	各学校の学校事務職員

<裏面につづく>

4 申請上の注意【該当理由（2）（3）の方のみ】

○所得等の確認について

次の【条件】のうちいずれかに該当する方で、教育委員会が所得等の確認を行うことに同意していた
 だけの方は、**証明書の添付が不要**です。《申請書への意思表示(押印または署名)が必要です。》

- 【条件】**
- 横浜市で児童扶養手当を受給している(または受給見込み)
 - 令和2年1月1日現在、横浜市で住民登録をしており、住民票上の氏名で税の申告をしている

(ただし、申請理由(3)に該当し、障害年金または遺族年金を受給している方は年金の証明書が別途必要です。)

年金の証明書とは、年金振込通知書・年金額改定通知書等、氏名と受給金額が分かるものをさします(全てコピー可)。

「所得等の確認」とは？

18歳以上の世帯員について、それぞれご本人の同意に基づき児童扶養手当受給状況や、課税証明書の内容を教育委員会が確認します。なお、【条件】に該当しない方については確認ができないので、同意は不要です。この確認の結果を本制度の審査以外に用いることはありません。

《①同意する場合》

○申請書に意思表示(押印または署名)が必要です。

下記の注意事項を確認のうえ、「5 申請書の記入例及び記入上の注意」を参照し申請書を記入してください。申請者(保護者)の方は、申請書の氏名欄に押印してください。
 世帯員の方は、氏名欄の右側にある同意欄に押印または署名をしてください。

《②同意しない・【条件】に該当しない場合》

○下記書類の添付が必要となります。

下記書類とともに、「5 申請書の記入例及び記入上の注意」を参照し申請書を記入してください。

申請理由	必要な書類(原本またはコピーを添付してください)
(2)児童扶養手当を受けている方	◆ 児童扶養手当証書のコピー(有効期限内のもの、原本不可)
(3)その他経済的に困りの方	<以下の(ア)のうちいずれか、及び該当者は(イ)> (ア) { <ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和2年度市民税・県民税課税(非課税)証明書(省略のないもの) ◆ 令和2年度市民税・県民税特別徴収税額通知書 ◆ 令和2年度市民税・県民税税額決定納税通知書 (イ) 年金の証明書(障害年金または遺族年金を受給している方全員)(※1) または <以下の(ウ)のうちいずれか、及び該当者は(エ)> (ウ) { <ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和元年(平成31年)分源泉徴収票(年末調整されているもの) ◆ 令和元年(平成31年)分確定申告書控1, 2表(e-Taxの場合は申告内容確認票)(受付印など受理の記録があるもの) (エ) 年金の証明書(老齢年金を含め、公的年金を受給している方全員)(※1)

(※1)年金の証明書とは、年金振込通知書・年金額改定通知書等、氏名と受給金額が分かるものをさします(全てコピー可)。

○申請書の記入について

申請者(保護者)の方は、申請分中にある「また…同意します」の文言を二重線で削除のうえ、氏名の横に押印してください。申請者以外の世帯員の方は、氏名欄の右側にある同意欄の押印または署名は不要です。

【注意事項】

- * 書類を添付した方や所得確認等に同意いただいた方でも、離婚や離職、未申告、また通称名で税申告をしているなど、所得が確認できない場合には、後日書類の提出をお願いすることがあります。
- * 世帯状況の確認を行うことができない場合には、今回の申請は対象外となりますのでご了承ください。
- * 入学準備費の受取りは口座振込のみとなります。振込先の口座番号等を誤って学校に届けられた場合、正しい口座に振り込みなおす時の手数料を負担していただく場合があります。
- * 支給は教育委員会から申請者の口座への振り込みとなります。支給期日など詳しくは認定者へ後日送付する振込通知をご確認ください。
- * お子さんが2人以上いる方は、お子さん1人につき1枚の申請書・委任状兼口座振替払申出書を提出してください。
- * 就学予定校が変わる場合やお引越の際は、必ず申請先の学校へ連絡してください。連絡いただけない場合、支給できないことがあります。

5 申請書の記入例及び記入上の注意

- * 1 申請書上部が受領を希望する保護者の方の申請欄になります。申請欄は、教育委員会による所得等の確認への同意を含みますので、よく読んで記入してください。
- * 2 右上に対象となるお子さんの氏名を記入してください。対象となるお子さん1人につき申請書が1枚必要です。
- * 3 就学援助制度をお申込みの際には児童及び申請者の他に、世帯状況欄の記入が必要です。

世帯状況欄にご記入いただく世帯員の方

- 同居している方(住民票の世帯が別である場合も含む)
 - 単身赴任などで同居していないが同一生計の方
 - 遠隔地扶養している親族(課税証明書等で扶養関係の確認ができる場合のみ)
- 生活保護に準ずる制度のため
同一居住の方や同一生計の方は、
同一世帯として審査します。

① 記入した申請書上部に記入してください。

② 申請者(保護者)の方の住所、電話番号、生年月日、職業、身体状況、年金の種類、受給の有無(老齢障害遺族)を記入してください。

③ 児童(保護者)の方の住所、フリガナ、氏名、続柄、生年月日、身体状況、年金の種類、受給の有無(老齢障害遺族)を記入してください。

④ 児童(保護者)の方の住所、フリガナ、氏名、続柄、生年月日、身体状況、年金の種類、受給の有無(老齢障害遺族)を記入してください。

⑤ 児童(保護者)の方の住所、フリガナ、氏名、続柄、生年月日、身体状況、年金の種類、受給の有無(老齢障害遺族)を記入してください。

⑥ 児童(保護者)の方の住所、フリガナ、氏名、続柄、生年月日、身体状況、年金の種類、受給の有無(老齢障害遺族)を記入してください。

(記入例)

横浜市教育委員会教育長 私は、次の理由により就学援助を申請します。 また、教育委員会による私の所得等の確認について同意します。(※) 令和 2 年 11 月 5 日		学校名 港町小 学校 入学予定
フリガナ ヨコハマ タロウ	続柄 父	フリガナ ヨコハマ ジロウ
氏名 横浜 太郎	氏名 横浜 二郎	氏名 横浜 二郎
現住所 横浜市 中 区 本町6-50-10	生年月日 昭和 51・10・2	生年月日 平成 26年 12月 12日
電話番号 〇〇〇(×××)△△△△	職業 会社員	身体状況 B2
身体状況 ④	年金の種類 受給無	年金の種類 受給有(老齢 障害 遺族)

※所得等の確認は、ご本人の同意に基づいて行います。申請者の方が確認に同意されない場合は、申請文にある「また、教育・・・同意します」の部分に二重線で削除してください。

世帯状況: 上記「① 児童」「② 申請者(保護者)」以外の世帯員全員(記入日現在)を記入してください。
(祖父母、同居人等の同一住所の方についても忘れずに記入してください。)

フリガナ 世帯員氏名	続柄	所得等の確認について (18歳以上の方のみ)	生年月日	身体 の状況	年金の 受給について	職業又は 在学学校名
ヨコハマ ハナコ	母	同意する場合は本人の印または署名 (印) (横浜 花子)	大正 昭和 平成 令和 53・6・10	障3級	無 有 (老齢 障害 遺族)	パートタイマー
ヨコハマ イチロウ	兄	同意する場合は本人の印または署名 (印) ()	大正 昭和 平成 令和 18・4・20		無 有 (老齢 障害 遺族)	北中学校 2年
カンナイ カズオ	祖父	同意する場合は本人の印または署名 (印) ()	大正 昭和 平成 令和 22・11・16		無 有 (老齢 障害 遺族)	なし
		同意する場合は本人の印または署名 (印) ()			無 有 (老齢 障害 遺族)	
		同意する場合は本人の印または署名 (印) ()			無 有 (老齢 障害 遺族)	
		同意する場合は本人の印または署名 (印) ()			無 有 (老齢 障害 遺族)	

教育委員会が所得等の確認を行うことに同意していただける方は、「本人の印または署名」が必要です。

上記世帯員のうち、申請者と異なる住所の方がある場合、その方の氏名及び住所をお書きください。

④ 身体状況欄は、「障〇級」「B2」等と記入してください。

⑤ 公的年金を受給されている方は、受給されている年金の種類に〇をしてください。障害年金・遺族年金を受給している場合は、同意された方でも年金の証明書を添付してください。

⑦ 18歳未満の方の世帯員は、ご本人の署名を捺印していただく必要はありません。教育委員会が行う所得等の確認については、ご本人の署名を捺印していただく必要はありません。

申請理由 (Q1から順番に確認を行い、該当する項目にチェックを入れながら進んでください)

Q1 申請日現在、申請児童の小学校入学準備金について他都市で申請していますか? はい →横浜市からは支給しません ⑧ いいえ →Q2へ進んでください

Q2 申請日現在、生活保護を受けていますか? はい →申請対象外となります いいえ →Q3へ進んでください

Q3 平成31年4月以降、生活保護を受けたことがありますか? はい →回答終了です【申請理由(1)】 いいえ →Q4へ進んでください

Q4 令和2年4月以前からひとり親家庭ですか? はい →Q5へ進んでください いいえ →Q6へ進んでください

Q5 児童扶養手当を受給していますか? はい / 申請中 →回答終了です【申請理由(2)】
※児童手当ではありません いいえ →受給していない理由をお選びください【申請理由(3)】

基準を超える所得があるため 年金受給のため 同居者がいるため
 その他()

Q6 就学援助を必要とする理由をお書きください。⑨

離職/死別/離婚 (年 月) ←当てはまるものに〇をつけ、日付を記入してください。 児童扶養手当受給(申請)中
 その他 (例) ・高額な医療費がかかり経済的負担が重い ・病気で思うように働けない
・扶養家族が多く、経済的に困難である ・職業が不安定なため経済的に困難

6 よくある質問

Q1 入学準備費の申請は今回だけなの？

A1 いいえ 今回以外に、入学後にも申請が可能です。
ただし、今回の申請と入学後の申請では確認する所得の年度が違いため、今回の申請でないと入学準備費が受給できない可能性もあります。

Q2 受付期間を過ぎたらもう入学前の申請はできないの？

A2 今回の申請はできません。入学後に申請をお願いします。

Q3 申請すると、全員援助してもらえるの？

A3 いいえ 生活保護や児童扶養手当等の受給状況や世帯全体の所得等の審査を行い決定します。

Q4 申請書には誰を記入するの？

A4 同一居住の方や同一生計の方は同一世帯として審査の対象になります。
(生活保護に準ずる制度のため)

- 同居している方(住民票の世帯が別である場合も含む)
- 単身赴任などで同居していないが同一生計の方
- 遠隔地扶養している親族(課税証明書等で扶養関係の確認ができる場合のみ)

Q5 いつの所得で審査するの？

A5 平成31年1月から令和元年12月までの世帯の合計所得で審査します。

Q6 いつごろ振り込まれるの？

A6 認定された場合には12月下旬頃に振り込みます。

Q7 入学準備費を現金で受け取れますか？

A7 いいえ。受取方法は口座振込のみとなります。

問い合わせ先

- ・就学通知書に記載された就学予定校の事務職員 (※指定地区外就学許可書をお持ちの方は、そちらに記載された学校)
 - ・横浜市教育委員会 学校支援・地域連携課 就学係
- TEL 671-3270
FAX 681-1414